

【厚生労働委員会】

(1) 審議概観

第156回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出11件（うち本院先議1件）であり、いずれも可決したほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。また、本委員会付託の請願76種類1,595件のうち、4種類121件を採択した。

〔法律案の審査〕

雇用保険法等の一部を改正する法律案は、最近の厳しい雇用失業情勢の下、経済社会の構造的変化に対応し、雇用保険制度の安定的運営を図るため、求職者給付の見直し、就業促進手当の創設、教育訓練給付及び高年齢雇用継続給付の見直し等を行うとともに、失業等給付に係る保険料率の引上げ等を行おうとするものである。

委員会においては、給付の見直しの影響とその財政効果、就業促進手当の意義、施行期日の妥当性、若年者雇用の現状と対策強化の必要性等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取した。質疑を終局し、討論に入ったところ、民主党・新緑風会を代表して今泉委員より反対、自由民主党・保守新党及び公明党を代表して沢理事より賛成、日本共産党を代表して小池委員より反対、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）の森委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して田委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられた。討論の後、採決の結果、本法律案は、多数をもって、原案どおり可決された。なお、12項目にわたる附帯決議が付された。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案は、前回支給された国債が最終償還を迎える戦没者の妻及び父母等に対して、特別給付金を平成15年度以降も継続して支給しようとするものである。

平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案は、平成15年度における特例措置として、公的年金等の額について、平成13年の年平均の消費者物価指数に対する平成14年の年平均の消費者物価指数の比率を基準として改定しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、審査を行い、特別給付金を一時金として支給する理由、妻に対する特別給付金のみを増額することの是非、物価スライドの特例措置を行う根拠、次期年金制度改革の課題等について質疑が行われた。質疑を終局した後、日本共産党を代表して井上委員より、平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案に対し、平成15年度の公的年金等の額を平成14年度と同額に据え置くことを内容とする修正案が提出された。本修正案は予算を伴うものであったため、内閣の意見を聴取したところ、坂口厚生労働大臣より政府としては反対である旨の発言があった。次いで討論に入ったところ、日本共産党を代表して小池委員より平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案の原案に反対する旨の意見が述べられた。討論の後、順次採決の結果、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案については全会一致をもって、平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律

案については多数をもってそれぞれ原案どおり可決された。なお、平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案に対し、1項目の附帯決議が付された。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を、それぞれ5年延長する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、駐留軍関係離職者等に対して特別措置を講じる必要性、離職者の現状と今後の発生見通し等について質疑が行われた後、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

食品衛生法等の一部を改正する法律案は、近年における国民の食生活を取り巻く環境の変化等にかんがみ、食品の安全性の確保のため、国、地方公共団体及び食品等事業者の責務の明確化、食品に係る規制の見直し、監視指導の強化、食中毒等への対応の強化等の措置を講じようとするものである。

健康増進法の一部を改正する法律案は、いわゆる健康食品の増加にかんがみ、これらの食品の虚偽又は誇大な広告を禁止する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、食品の安全に関する情報公開と消費者参加の重要性、新設される食品安全委員会と厚生労働省の役割分担、輸入食品等に対する監視指導體制の強化、健康食品の規制の在り方等について質疑を行ったほか、東京都築地市場及び市場衛生検査所の実情を調査し、また参考人から意見を聴取した。両法律案に対する質疑を終局した後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対し、9項目にわたる附帯決議が付された。

労働基準法の一部を改正する法律案は、労働者が主体的に多様な働き方を選択できるようにするとともに、労働契約の終了をめぐる紛争の未然防止等に資するため、有期労働契約期間の上限の延長、解雇に係る規定の整備、裁量労働制に係る手続及び要件の緩和等の措置を講じようとするものであるが、衆議院において、解雇に係る規定の整備等について、修正が行われた。

委員会においては、解雇ルール of 法制化の意義、契約期間の上限延長が常用雇用に与える影響、非正規労働者の処遇の在り方、裁量労働を行う労働者の健康確保対策の必要性等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取した。質疑を終局し、討論に入ったところ、日本共産党を代表して井上委員より、社会民主党・護憲連合を代表して大脇委員よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられた。討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、12項目にわたる附帯決議が付された。

職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案は、厳しい雇用失業情勢や働き方の多様化等が進む中で、労働力需給のミスマッチを解消し、多様なニーズにに応じていくため、職業紹介事業の許可等の手続の簡素化、労働者派遣事業の対象業務の拡大及び派遣期間の延長等を行おうとするものである。

委員会においては、派遣労働者の保護の現状と今後の対応、労働者派遣制度が常用雇用

に与える影響、製造業への派遣を認めることの問題点、職業紹介事業に対する規制緩和の在り方等について、質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取した。質疑を終局し、討論に入ったところ、日本共産党を代表して小池委員より、社会民主党・護憲連合を代表して大脇委員よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられた。討論の後、採決の結果、本法律案は、多数をもって、原案どおり可決された。なお、11項目にわたる附帯決議が付された。

公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案は、公益法人に係る改革を推進するため、厚生労働省が所管する「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」等の6法律に基づき実施されている研修等について、厚生労働大臣等の指定する者による実施から、法律で定める一定の要件に適合するものとして登録を受けた者による実施へと改める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、公益法人制度の抜本改革の方向性、登録制度化した理由とその効果、公益法人に対する補助金の在り方等について質疑が行われた。次いで討論に入ったところ、日本共産党を代表して井上委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられた。討論の後、採決の結果、本法律案は多数をもって、原案どおり可決された。なお、5項目にわたる附帯決議が付された。

次世代育成支援対策推進法案は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、国の行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進しようとするものである。

児童福祉法の一部を改正する法律案は、すべての子育て家庭における児童の養育を支援するため、市町村における子育て支援事業の実施、市町村保育計画の作成等に関する規定を整備することにより、地域における子育て支援の強化を図ろうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、少子化対策のこれまでの評価と今後の取組、事業主等の行動計画の実効性を確保するための方策、地域の実情に応じた子育て支援の必要性等について質疑が行われたほか、内閣委員会との連合審査会を開会し、審査を行った。両法律案に対する質疑の後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対し、12項目にわたる附帯決議が付された。

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案は、経済情勢が厳しい中で、就業が一層困難となっている母子家庭の母に対する就業支援を行うため、特別の措置を講じようとするものである。

委員会においては、委員長より草案の趣旨説明が行われた後、全会一致をもって本委員会提出の法律案とすることに決定した。

〔国政調査等〕

3月18日、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、坂口厚生労働大臣から所信を、木村厚生労働副大臣から平成15年度厚生労働省関係予算の概要説明を聴取した。次いで、第155回国会閉会後に実施した秋田県及び宮城県への委員派遣（社会保障及び労働問題等に関する実情調査）について、派遣委員から報告を聴取した。

3月20日、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、厚生労働行政の基本施策について、看護師養成に関する今後の方向性、訪問看護が果たす今後の役割、少子化対策の在り方、平成15年度から実施される介護報酬改定の考え方、雇用対策における国と地方の連携の在り方、生活保護水準と生活保護基準の在り方、健康保険被保険者証のカード化に向けた政府の取組とその在り方、介護保険制度見直しに向けた課題等について質疑が行われた。

3月25日、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、厚生労働行政の基本施策について、「雇用重視型社会」の考え方とその実現のために必要な施策の在り方、サービス残業の撲滅に向けた厚労省の取組方針、自閉症患者の雇用の在り方、若年労働者に対するメンタルヘルスケアの重要性、支援費制度実施に向けての準備状況とその課題、障害者福祉サービスの質を確保するための施策の在り方、新型抗ガン剤「イレッサ」の承認審査過程の問題点、特定疾患治療研究事業の今後の在り方、社会福祉施設への医療従事者の派遣労働を認めることの是非、介護保険における小規模多機能型ケア体制の整備方針、介護保険の実施状況と今後の方向性、雇用失業情勢悪化の要因、ワークシェアリングに関する政労使合意後の厚労省の具体的取組等について質疑が行われた。

3月26日、予算委員会から委嘱を受けた平成15年度厚生労働省関係予算を審査し、高齢者医療制度改革についての検討状況、支援費制度の施行準備状況と障害者基本計画に明記された「施設から在宅へ」という基本方針の平成15年度予算における措置、高齢者等の移送サービスにおける介護保険給付の対象範囲、在宅ALS患者の家族介護者やヘルパーによるたんの吸引問題、国立試験研究機関等の知的成果物の民間移転推進事業の概要、企業組織の再編等に伴う労働者保護の在り方、子育て支援関係予算の割合が低い理由、帰国した中国残留邦人の生活保障のための施策の在り方、高次脳機能障害者への支援策等について質疑が行われた。

4月1日、社会保障及び労働問題等に関する調査のうち、医療制度改革に関する件を議題とし、基本方針に基づく医療制度改革の工程表を示す必要性、基本方針に基づき医療制度改革を行った場合の財政影響、医療制度の抜本改革における基本方針の位置づけ、医療制度改革を巡る利害対立の調整方法、医療保険制度改革において保険者の再編・統合や制度の一元化が必要な理由、保険者の再編・統合を都道府県単位とする理由、保険者を都道府県単位に再編・統合することに対する都道府県知事の意向、国保組合の再編・統合の方向性、新たな高齢者医療制度での保険者の考え方、新たな高齢者医療制度での財源構成の考え方及び被扶養者の取扱い、新たな高齢者医療制度が当初の各案を折衷する形となった経緯、前期高齢者に対する費用負担の考え方、診療報酬における医療技術の評価の在り方、医療提供体制の改革方針を早期に示す必要性等について質疑が行われた。

5月27日、社会保障及び労働問題等に関する調査のうち、重症急性呼吸器症候群（SARS）への対応に関する件を議題とし、坂口厚生労働大臣から報告を聞いた後、国の支援の在り方、感染地域からの入国者に対する検疫を強化する必要性、重症急性呼吸器症候群（SARS）が経済産業政策に与える影響、感染症対策の今後の在り方等について質疑が行われた。

6月10日、社会保障及び労働問題等に関する調査のうち、精神保健福祉の在り方に関する件を議題とし、精神障害者の早期社会復帰のための施策の在り方、精神障害者に対する

偏見・差別の解消に向けた施策の在り方、精神障害者の社会復帰施設整備関係予算が大幅減となった理由、全国市町村における精神障害者社会復帰施設の整備状況、精神障害者に対する雇用の在り方、精神障害者からの処遇改善請求の審査の在り方、医療刑務所における精神医療の在り方、精神科救急医療体制の整備の在り方、診療報酬体系の在り方等について質疑が行われた。

6月26日、社会保障及び労働問題等に関する調査のうち、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案に関する件を議題とし、同法案の草案について、委員長から説明を聴いた後、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。

7月15日、精神医療の実情調査のため、八王子医療刑務所及び東京都松沢病院を視察した。

7月17日、社会保障及び労働問題等に関する調査のうち、臓器移植に関する件を議題とし、坂口厚生労働大臣から臓器の移植に関する法律に対する附帯決議に基づき、臓器移植の実施状況等について報告を聴取した。

また、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、健康保険組合の財務状況の公表の在り方、疫学的調査を実施するに当たっての個人情報保護の在り方、公務員制度改革において公務員の労働基本権を確保していく必要性、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ実施に向けた厚労大臣の所見、生活保護制度の改革に向けた政府の取組方針、公的年金の世代間格差の是正に向けた制度改革の必要性、H I V感染者及びエイズ患者の発生動向と今後の感染防止対策の在り方、生活保護制度において国民健康保険の適用除外を認めることの妥当性、ホームレス対策基本方針の策定の方向性、精神身体医学を精神保健福祉改革に反映させる必要性、厚生年金の適用拡大を行うに当たっての課題、国民健康保険証の返還請求に関する厚労省の自治体への指導の趣旨、女性家族従業者の出産・育児休業取得の実態と改善に向けた政府の取組、精神障害者社会復帰施設の施設整備費が不足した原因と今後の対応の在り方、児童養護施設の整備と人員配置を増強する必要性、若年者への職業能力開発の在り方、労使の取組による深夜労働規制の現状、児童自立支援施設での児童の処遇の在り方、心身障害者扶養共済制度の現状と今後の制度の在り方等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成15年3月18日（火）（第1回）

- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について坂口厚生労働大臣から所信を聴いた。
- 平成15年度厚生労働省関係予算に関する件について木村厚生労働副大臣から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成15年3月20日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について坂口厚生労働大臣、鴨下厚生労働副大臣、木村厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年3月25日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について坂口厚生労働大臣、鴨下厚生労働副大臣、木村厚生労働副大臣、森田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年3月26日（水）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成15年度一般会計予算（衆議院送付）
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（厚生労働省所管）について坂口厚生労働大臣、木村厚生労働副大臣、鴨下厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成15年3月27日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）
平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）

以上両案について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、鴨下厚生労働副大臣、木村厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第24号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民、無

反対会派 なし

（閣法第25号）賛成会派 自保、民主、公明、無

反対会派 共産、国連、社民

なお、平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律

案（閣法第25号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成15年4月1日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 医療制度改革に関する件について坂口厚生労働大臣、木村厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年4月15日（火）（第7回）

- 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年4月17日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、鴨下厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第26号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民、無
反対会派 なし

○平成15年4月22日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、鴨下厚生労働副大臣、木村厚生労働副大臣、矢野外務副大臣、伊藤内閣府副大臣、若松総務副大臣、根本内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成15年4月24日（木）（第10回）

- 雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について参考人日本商工会議所理事・事務局長中島芳昭君、日本労働組合総連合会総合労働局長龍井葉二君及び全日本建設交運一般労働組合北海道本部委員長佐藤陵一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、鴨下厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第8号）賛成会派 自保、公明
反対会派 民主、共産、国連、社民、無

なお、附帯決議を行った。

○平成15年5月8日（木）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案（閣

法第84号) について鴨下厚生労働副大臣から趣旨説明を聴いた。

- 食品安全基本法案(閣法第27号)(衆議院送付) について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成15年5月13日(火)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案(閣法第84号) について坂口厚生労働大臣、木村厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人ジャーナリスト北沢栄君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第84号) 賛成会派 自保、民主、公明、社民、無
反対会派 共産、国連

なお、附帯決議を行った。

- 食品衛生法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)
健康増進法の一部を改正する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)
以上両案について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年5月14日(水)

内閣委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会連合審査会(第1回)
(内閣委員会を参照)

○平成15年5月15日(木)(第13回)

- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律案(第154回国会閣法第79号)、裁判所法の一部を改正する法律案(第155回国会参第8号)、検察庁法の一部を改正する法律案(第155回国会参第9号)及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(第155回国会参第10号) について法務委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 食品衛生法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)
健康増進法の一部を改正する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)

以上両案について坂口厚生労働大臣、木村厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成15年5月21日(水)(第14回)

- 食品衛生法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)
健康増進法の一部を改正する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)

以上両案について参考人順天堂大学医学部教授丸井英二君、社団法人日本食品衛生協会HACCP普及推進部部長丸山務君、弁護士神山美智子君及び農民運動全国連合会食品分析センター所長石黒昌孝君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年5月22日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 食品衛生法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）
健康増進法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）

以上両案について坂口厚生労働大臣、木村厚生労働副大臣、渡辺農林水産大臣政務官、日出外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第28号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民、無

反対会派 なし

（閣法第29号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民、無

反対会派 なし

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成15年5月26日（月）

法務委員会、厚生労働委員会連合審査会（第1回）

（法務委員会を参照）

○平成15年5月27日（火）（第16回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 重症急性呼吸器症候群（SARS）への対応に関する件について坂口厚生労働大臣から報告を聴いた後、同件、柔道整復師の施術に係る療養費の適正化に関する件、精神障害者保健福祉の在り方に関する件、生殖補助医療に対する費用助成に関する件、いわゆる介護タクシーの道路運送法上の取扱いに関する件等について坂口厚生労働大臣、木村厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年5月29日（木）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、鴨下厚生労働副大臣、桜田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。
-

○平成15年6月2日（月）

法務委員会、厚生労働委員会連合審査会（第2回）

（法務委員会を参照）

○平成15年6月3日（火）（第18回）

- 職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）について参考人 社団法人日本人材紹介事業協会専務理事今井房三郎君、日本労働組合総連合会雇用労働局長中村善雄君、名古屋大学大学院法学研究科教授和田肇君、神奈川県立高等学校進路指導協議会会長小島喜與徳君、社団法人日本経済団体連合会常務理事紀陸孝君、弁護士・NPO派遣労働ネットワーク理事長中野麻美君、大阪経済大学経済学部教授大橋範雄君及び首都圏青年ユニオン委員長名取学君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年6月5日（木）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第78号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、川村参議院事務総長、鴨下厚生労働副大臣、池坊文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第78号）賛成会派 自保、公明、無
反対会派 民主、共産、国連、社民
なお、附帯決議を行った。

○平成15年6月9日（月）（第20回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 労働基準法の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員城島正光君から説明を聴いた。
また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成15年6月10日（火）（第21回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 精神保健福祉の在り方に関する件について坂口厚生労働大臣、増田法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 労働基準法の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員長勢甚遠君、同城島正光君、坂口厚生労働大臣、米田内閣府副大臣、矢野外務副大臣、森田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年6月11日（水）（第22回）

- 労働基準法の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）について参考人 社団法人日本経済団体連合会常務理事紀陸孝君、弁護士古川景一君、弁護士坂本修君、東京学芸大学教育学部助教授山田昌弘君及び弁護士・日本労働弁護団会長宮里邦雄君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年6月12日（木）（第23回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 労働基準法の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員城島正光君、坂口厚生労働大臣、森田厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年6月26日（木）（第24回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 労働基準法の一部を改正する法律案（閣法第77号）（衆議院送付）について坂口厚生労働大臣、鴨下厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人日本郵政公社常務理事稲村公望君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第77号）賛成会派 自保、民主、公明、国連、無
反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

- 母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案の草案について委員長から説明を聞いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

○平成15年7月1日（火）（第25回）

- 次世代育成支援対策推進法案（閣法第109号）（衆議院送付）
児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）
以上両案について坂口厚生労働大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成15年7月3日（木）（第26回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 次世代育成支援対策推進法案（閣法第109号）（衆議院送付）
児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）
以上両案について坂口厚生労働大臣、鴨下厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 少子化社会対策基本法案（第151回国会衆第53号）（衆議院提出）について内閣委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- 次世代育成支援対策推進法案（閣法第109号）（衆議院送付）
児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）
以上両案について内閣委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成15年7月8日（火）

内閣委員会、厚生労働委員会連合審査会（第1回）

- 少子化社会対策基本法案（第151回国会衆第53号）（衆議院提出）
次世代育成支援対策推進法案（閣法第109号）（衆議院送付）
児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）
以上3案について発議者衆議院議員福島豊君、同五島正規君、同中山太郎君、同西川京子君、同近藤基彦君、坂口厚生労働大臣、福田内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成15年7月8日（火）（第27回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○次世代育成支援対策推進法案（閣法第109号）（衆議院送付）

児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第110号）（衆議院送付）

以上両案について坂口厚生労働大臣、上野内閣官房副長官、鴨下厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第109号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民、無
反対会派 なし

（閣法第110号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民、無
反対会派 なし

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成15年7月17日（木）（第28回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○臓器移植に関する件について坂口厚生労働大臣から報告を聴いた後、健康保険組合の財務状況の公表の在り方に関する件、公務員制度改革と労働基本権の在り方に関する件、年金制度改革に関する件、生活保護制度の見直しに関する件、H I V感染防止対策に関する件、ホームレス対策基本方針の策定に関する件、精神保健福祉改革に関する件、国民健康保険の在り方に関する件、児童養護施設の機能充実にに関する件、深夜労働の規制に向けた取組に関する件、児童の自立支援施策の在り方に関する件等について坂口厚生労働大臣、木村厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年7月24日（木）（第29回）

○理事の補欠選任を行った。

○請願第1367号外120件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1号外1,473件を審査した。

○社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要旨】

本法律案は、厳しい財政状況や雇用就業形態の多様化の進展等雇用保険制度をめぐる諸情勢に対応し、失業者の生活の安定及び再就職の促進を図るとともに、将来にわたり制度の安定的な運営を確保するため、給付の見直し等を図るほか、保険料率の引上げ等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 雇用保険法の一部改正

- (1) 受給者の再就職時賃金の実情等にかんがみ、基本手当日額の算定に係る賃金日額の上限額を引き下げるとともに、賃金日額の高い層を中心に基本手当の給付率を引き下げる。
- (2) 基本手当の所定給付日数について、通常労働者と短時間労働者ごとに定めている現行の体系を見直し、倒産、解雇等による離職者については現行の通常労働者の日数に、それ以外の離職者については現行の短時間労働者の日数に一本化するとともに、35歳以上45歳未満の倒産、解雇等による離職者については日数の延長を行う。
- (3) 就業促進手当を創設し、支給残日数が所定給付日数の3分の1以上ある場合には、常用雇用以外の就業にも基本手当の一定割合を支給する。
- (4) 教育訓練給付及び高年齢雇用継続給付について、失業者の給付への重点化等を図るため、給付率等の見直しを行う。

2 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

雇用保険の失業等給付に係る保険料率について、賃金総額の1,000分の16とし、平成16年度末までの間は暫定的に1,000分の14とする。

3 船員保険法の一部改正

船員保険についても、雇用保険法の改正に準じて所要の改正を行う。

4 施行期日

この法律は、平成15年5月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 雇用保険が今後とも雇用のセーフティネットとして、その機能を十分発揮することができるよう制度の安定的運営の確保に努めること。また、雇用の安定確保に向け経済対策に万全を期すとともに、受給者の早期再就職の実現等雇用対策の効果的な実施に努めること。
- 2 雇用保険制度の本来の趣旨に沿った運営がなされるように、ハローワークにおいて、適切な職業相談・職業紹介等再就職支援機能の一層の強化に努めること。
- 3 35歳以上60歳未満の雇用保険受給者であって、倒産、解雇等による離職者について、雇用保険の加入期間が3年以上を要件として、一定期間、受講手当の充実を図ること。
- 4 公共職業訓練等の複数回受講指示の特例について、これが一層有効に活用され、失業者の再就職促進に資することとなるよう取組を進めること。また、訓練内容については、

- 求職・求人双方のニーズを十分反映したものとなるよう一層の見直しに取り組むこと。
- 5 私立大学をはじめ未適用の事業所に対する適用促進を強力に進めるとともに、パートタイム労働者の適用等雇用保険制度の適用範囲についての検討に努めること。
 - 6 被保険者資格取得の本人通知の仕組みの改善のほか、被保険者資格の確認手続の周知広報等有効な方策についての検討に努めること。
 - 7 雇用保険3事業の各種給付金等については、政策評価を適切に行い、真に失業予防や再就職の促進に有用であると認められるものを実施するよう、不断の見直しを行うとともに、中小企業の利用促進に配慮しつつ、不正受給の防止にも万全を期すこと。
 - 8 改正雇用保険法等の実施に当たっては、その周知徹底について遺漏なきよう努めること。
 - 9 雇用保険制度の将来的な在り方について早急に検討に着手することとし、検討に当たっては十分な時間をかけて行うとともに、基本手当及び高年齢雇用継続給付の給付水準等に十分留意すること。
 - 10 高年齢者の65歳までの継続雇用を実現するため、法改正を含め高齢者雇用対策の抜本的な見直しを行うこと。
 - 11 パートタイム労働者等の雇用保険の加入を促進するため、その適用基準の周知徹底を図るとともに、事業主に対し指導を行うこと。また、パートタイム労働者が意欲を持ってその有する能力を十分発揮できるようにするため、パートタイム労働対策の進展状況、雇用システムの変化等の動きを見つつ、法的整備を含む検討を行うこと。
 - 12 再就職が困難な状況が続いていることにかんがみ、解雇等によりやむを得ず中途払出しを行う場合について、特別な配慮を行うことができるようにするなど、勤労者の住宅費、教育費等の負担の軽減に資するための勤労者財産形成促進制度の見直しについて検討に努めること。
- 右決議する。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第24号）

【要旨】

本法律案は、戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対して特別給付金を平成15年度以降も継続して支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による援護の拡充
 - (1) 前回支給した国債の最終償還を終えた戦没者等の妻に対し、改めて特別給付金として額面200万円、10年償還の無利子の国債を支給する。
 - (2) 平成5年4月1日以後に死亡した者の妻として、平成15年4月1日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻に対し、特別給付金として額面200万円、10年償還の無利子の国債を支給する。
 - (3) 平成15年4月1日において、戦傷病者等が平成5年4月1日から平成8年9月30日までの間に死亡したことにより、戦没者等の妻として公務扶助料、遺族年金等の受給権を有するに至った者に対し、特別給付金として額面60万円、120万円又は180万円、10年償還の無利子の国債を支給する。

2 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による援護の拡充

- (1) 前回支給した国債の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、改めて特別給付金として額面100万円、5年償還の無利子の国債を支給する。
- (2) 平成5年4月1日以後に死亡した者の父母等として、平成15年4月1日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者の父母等に対し、特別給付金として額面10万円、5年償還の無利子の国債を支給する。

3 施行期日

この法律は、平成15年4月1日から施行する。ただし、1の(2)及び(3)並びに2の(2)については、同年10月1日から施行する。

平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第25号）

【要旨】

本法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成15年度の公的年金等の額の改定について、特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 平成15年度において特例として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、国民年金法等の規定にかかわらず、平成13年の年平均の消費者物価指数に対する平成14年の年平均の消費者物価指数の比率を基準として改定することとする。
- 2 この法律は、平成15年4月1日から施行する。ただし、児童扶養手当については、平成15年10月から額の改定を行うこととし、それまでの間は額を据え置くこととする。

【附帯決議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

公的年金、特に基礎年金の給付水準については、高齢者の生活や収入の状況が多様であり、疾病や要介護状態等のリスクにも大きく左右されることにかんがみ、年金だけでなく、高齢者の医療保険、介護保険の給付と負担、税制の在り方や、現役世代の社会保険料、租税等の負担の在り方を総合的に勘案し、国民の給付と負担の全体像を明確にする中で、高齢者が生活上の安心を得られるよう必要な措置を講ずること。

右決議する。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第26号）

【要旨】

本法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後も予想されることから、これらの者に対する各種給付金の支給及び職業訓練の実施等の措置を引き続き講ずることができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限（平成15年5月16日まで）を5年延長し、平成20年5月16日までとする。

なお、近年の利用実績等を踏まえ、駐留軍関係離職者が事業を開始する場合の資金の借入れに係る雇用・能力開発機構の債務保証等の援護業務は廃止する。

2 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限（平成15年6月30日まで）を5年延長し、平成20年6月30日までとする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、援護業務の廃止については、平成16年3月1日から施行する。

食品衛生法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）

【要旨】

本法律案は、近年BSEの発生や食品中の残留農薬など食品に関する様々な問題が生じていることから、食品の安全性を確保することにより国民の健康の保護を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 食品衛生法等の一部改正

1 法の目的の見直し及び国等の責務の明確化

- (1) 食品衛生法の目的に「国民の健康の保護を図る」旨を規定するとともに、食品の安全性の確保をはじめとする食品衛生についての国、地方公共団体及び食品等事業者の責務を明確化する。
- (2) 国及び地方公共団体が食品衛生に関する施策を実施するに当たっては、国民等へ必要事項を公表し、広くその意見を求めなければならない。

2 食品の規格・基準等に関する規制の見直し

- (1) 残留基準が設定されていない農薬等を一定量以上含む食品の流通等を禁止する。
- (2) 既存添加物について、人の健康を損なうおそれがあると認めるときは、その使用を禁止できる。
- (3) 特殊な方法により摂取する食品等について、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、当該食品の販売を禁止できる。

3 食品等の監視・検査体制の強化

- (1) 国が定める指針に基づき、都道府県等は食品衛生監視指導計画を、国は輸入食品の監視指導計画を定め、これらの計画で定めるところにより食品等の監視指導を行う。
- (2) 命令検査を実施する検査機関について、現行の厚生労働大臣による指定制度を登録制度に改め、公益法人以外の法人も検査機関として登録を受けられるようにするとともに、輸入食品等に関し国等が行う検査を登録検査機関に委託できるようにする。
- (3) 厚生労働大臣による輸入業者に対する営業禁停止処分規定を創設する。
- (4) 総合衛生管理製造過程の承認について更新制を導入する。

4 食中毒等飲食に起因する事故への対応の強化

大規模・広域な食中毒に関して、緊急を要するときは、厚生労働大臣は都道府県知事等に対し、期限を定めて、食中毒の原因の調査及び調査結果の報告を要請できる。

5 罰則の見直し

表示義務違反等について罰金の額及び懲役刑を引き上げるとともに、法人に対する罰金の額を引き上げる等所要の見直しを行う。

第2 と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部改正

1 法の目的の見直し及び国等の責務の明確化

- (1) 食品衛生法と同様に、各法の目的に「国民の健康の保護を図る」旨を規定するとともに、国及び地方公共団体の責務を明確化する。
- (2) 国がと畜検査及び食鳥検査の対象疾病等を定めるに当たっては、国民に必要事項を公表し、広くその意見を求める。
- (3) 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、各法の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

2 と畜場及び食鳥処理場における衛生管理体制等の充実

- (1) 現在厚生労働省令により規定されていると畜場の衛生管理責任者等の設置を法律に規定する。
- (2) と畜検査中の獣畜の肉等のと畜場外への持ち出しに係る例外規定を整備する。
- (3) と畜検査及び食鳥検査において、家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病等が対象疾病となることを明記する。
- (4) 都道府県知事は、都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、と畜検査及び食鳥検査を行う。
- (5) 第1の4の場合等において、厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生の防止のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、期限を定めて、と畜検査及び食鳥検査の実施等を要請できる。

3 罰則の見直し

各法において法人に対する罰金の額を引き上げる等所要の見直しを行う。

第3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行する。

- 1 と畜検査中の獣畜の肉等のと畜場外への持ち出しに係る例外規定 公布の日
- 2 命令検査を実施する検査機関に係る登録制度の導入等 公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日
- 3 都道府県等食品衛生監視指導計画による監視指導の実施等 平成16年4月1日
- 4 残留農薬等に係る規制の強化 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

【食品衛生法等の一部を改正する法律案及び健康増進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 食品の安全性の確保のため、リスクコミュニケーションを通じて消費者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、政策立案過程において、消費者が意見を表明し討議する場を確保するなど、消費者である国民の意見が十分に反映できる政策決定過程の確保を図ること。

- 2 食品衛生上の危害の発生を防止するため必要がある場合は、予防の観点から、科学的知見の確立が十分でない段階でも、国民の健康の保護が最優先されるよう、食品の安全性の確保のために必要な措置を機動的に発動するとともに、消費者に対し適切な情報提供を行うこと。
 - 3 食品の安全性の確保の観点から、農畜水産物の生産段階におけるリスク管理を強化すること。また輸入食品については、食品輸入の現状に対応した食品衛生監視員の増員等、検疫所の体制強化及び登録検査機関の検査精度の確保を図り、水際の食品安全監視に万全を期すとともに、輸出国における生産段階から安全性の確保が図られるよう、国際的な協力を推進すること。
 - 4 都道府県等食品衛生監視指導計画に基づく監視指導の実施に当たっては、都道府県等の監視指導体制強化のため必要な支援を行い、監視指導水準の一層の向上を図ること。なお、食品衛生に係る諸規制については、適宜その必要性について検証を行い、過剰な事前規制については速やかな見直しを図られるよう努めること。
 - 5 食品添加物の指定及び農薬等の残留基準設定については、国際的基準との整合性を考慮しつつ、厳密なリスク評価に基づく指定等を行うこと。また既存添加物の安全性評価及び残留基準未設定の農薬等に係る基準設定を一層促進すること。
 - 6 食品の表示制度については、消費者等の意見を十分に聴きながら、厚生労働省及び農林水産省等の緊密な連携の下、表示項目、監視体制等についての見直しを行い、その結果に基づき消費者の参加の仕組みを含めた組織体制の整備に努めること。
 - 7 食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省及び地方自治体関係部局など食品の安全性の確保を担う各行政機関の所有するデータ・情報の共有化を図る等の措置を講ずることにより、各機関相互の連携・協力が的確に働くよう努めること。
 - 8 食品安全委員会設置後も、厚生労働省が迅速かつ的確なリスク管理機能を発揮できるように努めること。
 - 9 いわゆる健康食品の安全性の確保方策や表示の在り方についての検討を早急に行うこと。また、その検討の際には、保健機能食品制度等の現行制度についても、その必要性を含め、幅広く見直しを行うこと。
- 右決議する。

健康増進法の一部を改正する法律案（閣法第29号）

【要旨】

本法律案は、健康の保持増進に役立つものとして販売される食品等の増加にかんがみ、その表示に係る規制等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 健康の保持増進に役立つものとして販売する食品について、虚偽又は誇大な広告等の表示を禁止する。
- 2 特別用途表示の許可の迅速化を図るため、許可に必要な試験の実施を独立行政法人国立健康・栄養研究所以外の機関にも認める。
- 3 この法律は、1については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から、2については、公布の日から起算して9月を超えない範囲内におい

て政令で定める日からそれぞれ施行する。

【附帯決議】

食品衛生法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）と同一内容の附帯決議が行われている。

労働基準法の一部を改正する法律案（閣法第77号）

【要旨】

本法律案は、労働者の就業意識の変化に対応して労働者が主体的に多様な働き方を選択できるようにするとともに、労働契約の終了をめぐる紛争を未然に防止しその解決に資するため、有期労働契約の見直し、解雇に係る規定の整備等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 有期労働契約の見直し

- (1) 有期労働契約の契約期間の上限を1年から3年に延長する。なお、高度な専門的知識等を有する労働者又は満60歳以上の労働者との間に締結される労働契約については、契約期間の上限を3年から5年に延長する。
- (2) 厚生労働大臣は、有期労働契約の期間満了時等における労使紛争を未然に防止するため、使用者が行う労働契約の期間満了に係る通知に関する事項等についての基準を定めることができるものとする。

2 解雇に係る規定の整備

- (1) 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。
- (2) 就業規則の必要記載事項に、解雇の事由を含めることとする。

3 裁量労働制の見直し

- (1) 専門業務型裁量労働制の導入に当たって、労使協定で定めなければならない事項として、対象労働者の健康・福祉確保のための措置及び苦情処理に関する措置を追加する。
- (2) 企画業務型裁量労働制について、対象となる事業場の範囲の拡大を行うほか、制度の導入に当たって必要とされる労使委員会が行う決議の要件等を緩和する。

4 有期労働契約の特例等

- (1) 契約期間の上限が3年とされる労働者は、1年を超える有期労働契約を締結した場合、次項の措置が講じられるまでの間、契約期間の初日から1年を経過した日以後、いつでも退職することができるものとする。
- (2) 政府は、本法施行後3年を経過した場合において、契約期間等を定めている第14条の規定について、施行状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、解雇に係る規定の整備、有期労働契約の特例等に関する部分について修正が行われた。

【附帯決議】

- 1 政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
 - (1) 本法における解雇ルールの策定については、最高裁判所判決で確立した解雇権濫用法理とこれに基づく民事裁判実務の通例に則して作成されたものであることを踏まえ、解雇権濫用の評価の前提となる事実のうち圧倒的に多くのものについて使用者側に主張立証責任を負わせている現在の裁判上の実務を変更するものではないとの立法者の意思及び本法の精神の周知徹底に努めること。また、使用者に対し、東洋酸素事件（東京高裁昭和54年10月29日判決）等整理解雇4要件に関するものを含む裁判例の内容の周知を図ること。
 - (2) 労働契約期間の上限の延長に当たっては、常用雇用の代替化を加速させないように配慮するとともに、有期雇用の無限定な拡大につながらないように十分な配慮を行うこと。
 - (3) 有期上限5年の対象労働者の範囲については、弁護士、公認会計士など専門的な知識、技術及び経験を有しており、自らの労働条件を決めるに当たり、交渉上、劣位に立つことのない労働者を当該専門的な知識、技術及び経験を必要とする業務に従事させる場合に限定すること。
 - (4) 有期上限5年の対象労働者の退職の自由、雇止め予告の在り方を含めた有期雇用の反復更新問題、「期間の定めのない」契約とするみなし規定の制定、有期雇用とすべき理由の明示の義務化、正社員との均等待遇、育児・介護休業の適用など、有期労働契約の在り方について、期間の上限を延長した場合におけるトラブルの発生についての状況を調査するとともに、雇用形態の在り方が就業構造全体に及ぼす影響を考慮しつつ、早急に検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
 - (5) 就業規則への解雇事由の記載や退職理由の明示について、モデル就業規則や退職証明書の文例を作成し、普及に努めること。特に、労働基準監督署による相談の際、改正の趣旨を踏まえ、就業規則のチェック等の指導を徹底すること。併せて個別労使紛争解決制度との連携に努めること。
 - (6) 労働条件の変更、出向、転籍など、労働契約について包括的な法律を策定するため、専門的な調査研究を行う場を設けて積極的に検討を進め、その結果に基づき、法令上の措置を含め必要な措置を講ずること。
 - (7) 裁量労働制を導入した事業場に対する労働基準監督官による臨検指導を徹底し、過労死を防止するための措置を講ずること。
 - (8) 今回の裁量労働制の適用事業場の拡大、手続緩和が、サービス残業隠しに悪用されることのないよう、適用対象事業場についての基準を設けるとともに、対象業務については当該事業場全体の運営に影響を及ぼすものとする。また、この基準等の周知徹底を図ること。
 - (9) 企画業務型裁量労働制の導入に当たっては、労使委員会が重要な役割を担っていることにかんがみ、特に未組織労働者が多い中小企業においても、労使委員会が適正に設置、運営されるよう十分な配慮を行うこと。専門業務型裁量労働制の本人同意については、引き続き検討すること。

- (10) 労働基準監督署への届出が簡素化されること等に伴い、裁量労働制を導入した事業場に対する労働基準監督官の監督指導を徹底するなど制度の適正な運用確保に努めること。
 - (11) 改正の趣旨、内容等について、関係団体のほか、広く国民に十分周知するよう努めること。
- 2 本法における解雇ルールは、解雇権濫用の評価の前提となる事実のうち圧倒的に多くのものについて使用者側に主張立証責任を負わせている現在の裁判上の実務を何ら変更することなく最高裁判所判決で確立した解雇権濫用法理を法律上明定したものであることから、本法による改正後の第18条の2の施行に当たっては、裁判所は、その趣旨を踏まえて適正かつ迅速な裁判の実現に努められるよう期待する。
- 右決議する。

職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第78号）

【要旨】

本法律案は、厳しい雇用失業情勢や働き方の多様化等が進む中で、労働力需給の迅速かつ的確な結合を促進することができるよう、職業紹介事業及び労働者派遣事業に係る制度の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 職業安定法の一部改正

- (1) 職業紹介事業の許可等の手続について、事業所単位から事業主単位に簡素化する。
- (2) 有料職業紹介事業者に係る保証金を廃止する。
- (3) 特別の法律により設立された一定の法人が、その構成員を対象として行う無料職業紹介事業を厚生労働大臣への届出制により実施できることとする。
- (4) 地方公共団体が、住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に附帯する業務として行う無料職業紹介事業を厚生労働大臣への届出制により実施できることとする。
- (5) 料理店業等と職業紹介事業との兼業を禁止する規定を削除する。
- (6) 募集従事者に報酬を与えることなく行う委託募集を厚生労働大臣への届出制とする。

2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正

- (1) 紹介予定派遣について、その定義規定を設けるとともに、当該派遣労働者の就業条件の整備等を行う。
- (2) 労働者派遣事業の許可等の手続について、事業所単位から事業主単位に簡素化する。
- (3) 派遣元事業主の責務に、派遣期間の制限に抵触することとなる最初の日を派遣労働者に明示すること等を追加する。
- (4) 派遣期間に制限がない業務として、1箇月間の派遣日数が派遣先の通常の労働者の所定労働日数より相当程度少ない業務及び介護休業等をする労働者の業務を追加する。

- (5) 派遣期間について、その上限を1年から3年に延長し、1年を超える派遣期間とする場合には、派遣先はその事業所の過半数を代表する労働者等に通知し、意見を聴くものとする。
- (6) 派遣元責任者及び派遣先責任者の職務に、派遣労働者の安全及び衛生に関する連絡調整を行うことを追加する。
- (7) 派遣先が派遣期間の制限を超えて派遣労働者を使用しようとし、かつ、当該派遣労働者が派遣先に雇用されることを希望する場合には、当該派遣労働者に対し、雇用契約の申込みをしなければならないこととする。
- (8) 派遣期間に制限がない業務に3年を超えて同一の派遣労働者を受け入れている派遣先が、その業務に労働者を雇い入れようとする場合には、当該派遣労働者に対し、雇用契約の申込みをしなければならないこととする。
- (9) 物の製造の業務について、労働者派遣事業を行うことができることとし、この法律の施行後3年間は、派遣期間の上限を1年とする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 1年を超え3年以内の期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けようとする場合には、派遣先において労働者の過半数で組織する労働組合等からの意見聴取が確実に行われ、意見が尊重されるよう派遣先に対する指導に努めること。
- 2 いわゆる「リストラ」等の雇用調整を実施中及び実施直後に、当該雇用調整で解雇した労働者が就いていたポストに労働者派遣を受け入れる場合には、派遣先は受入れ期間の設定など適切な措置を講じ、労働者の理解を得られるよう努めなければならない旨指針で明記し、その周知に努めること。
- 3 派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、その雇用期間に関し、当該労働者の希望及び当該労働者に係る労働者派遣契約の労働者派遣の期間を勘案して、当該労働者の雇用の安定を図るために必要な配慮をするよう努めなければならない旨指針で明記し、その周知に努めること。
- 4 派遣先は、3年までの間で派遣可能期間を定めることが可能となったことを勘案し、労働者派遣契約の労働者派遣の期間に関し、派遣元事業主と協力しつつ、派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な配慮をするよう努めなければならない旨指針で明記し、その周知に努めること。
- 5 物の製造の業務等への労働者派遣事業の拡大に当たっては、請負等を偽装した労働者派遣事業に対し、その解消に向け労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準等の周知徹底、厳正な指導監督等により、適切に対処するとともに、派遣労働者に対する安全衛生対策に万全を期すること。また、請負に係る労働者の保護のため、請負により行われる事業に対し、労働基準法等労働諸法令が遵守される取組を強力に進めること。

- 6 派遣労働者を含む短期雇用労働者が、労働条件や待遇において、不合理な差別を受けないことがないように、必要な措置を講ずること。
- 7 派遣労働者の保護の実効性については、使用者責任の遵守の観点から、都道府県労働局において、職業安定行政と労働基準行政との連携を基に、指導・監督体制の強化に努めること。
- 8 紹介予定派遣について事前面接等労働者を特定することを目的とする行為に係る規定を適用しないこととするに当たっては、濫用防止を図るための措置を指針で定め、適正な運用の確保に努めること。
- 9 労働者派遣事業適正運営協力員制度については、制度の趣旨がいかされるよう、国民への周知と必要な体制整備を図ること。
- 10 地域における雇用の確保を図り、国、地方公共団体、民間職業紹介事業者、学校及び商工会議所等が連携して職業紹介できるよう、その体制整備の在り方について、早急に検討を行うこと。
- 11 職業紹介事業の兼業禁止規定を撤廃するに当たっては、事実上の強制労働や中間搾取等が発生することがないように、許可基準において厳正な対応を図ること。
右決議する。

公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案（閣法第84号）（先議）

【要旨】

本法律案は、公益法人に係る改革を推進するため、法人が国から委託等を受けて行っている事務及び事業について、平成14年3月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に沿った措置が講じられるよう厚生労働省の所管する法律の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 登録機関による実施

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「水道法」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「労働安全衛生法」、「作業環境測定法」及び「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律」の6法律に基づき実施される研修等について、厚生労働大臣等の指定する者による実施から、法律で定める一定の要件に適合するものとして登録を受けた者による実施へと改めることとする。

2 登録

- (1) 厚生労働大臣等は、登録を申請した者が、前記の各法律に規定する登録基準に適合しているときは、登録をしなければならないこととする。
- (2) 登録については、一定期間ごとに更新を受けなければならないこととする。

3 登録機関に係る規定の整備

厚生労働大臣等の登録を受けた者について、前記の各法律において、研修等の実施義務、業務規程等の届出、財務諸表等の備付け、登録基準への適合命令、研修等の実施義務違反に係る改善命令、登録の取消し、業務停止命令等の規定を整備することとする。

4 施行期日

この法律は、一部を除き、平成16年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律」の一部改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 公益法人が国から委託、推薦等を受けて実施している検査・認定・資格付与等の事務・事業を、登録機関による実施に改める際には、その登録要件を広く国民に明らかにするとともに、登録手続がスムーズに行われるよう体制の整備を図ること。
- 2 登録機関による実施に移行した後も、検査・認定・資格付与等の事務・事業の一層の整理・合理化に努めるとともに、その必要性について定期的に検証を行い、必要性が認められない制度については廃止すること。
- 3 平成14年3月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づいて講じられた具体的措置内容を逐次公表するとともに、同計画の対象となっていない事務・事業等についても検証を行い、必要な見直しを行うこと。
- 4 すべての公益法人において、役員名簿への公務員出身者の最終官職の付記が行われるよう指導を強化するとともに、財務諸表を含め所管する法人に係る情報を簡易な方法で入手できるよう努めること。
- 5 公益法人制度の抜本的改革については、できるだけ速やかに、制度の基本的枠組み、改革スケジュール、税制の在り方等の取りまとめを行い、これに従って改革の具体化を図ること。

右決議する。

次世代育成支援対策推進法案（閣法第109号）

【要旨】

本法律案は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策に関し、基本的な事項を定めるとともに、その推進のための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 定義

この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

第2 基本理念

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。

第3 関係者の責務

国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。また、事業主は、自ら次世代育成支援対策を

実施するよう努めるとともに、事業主及び国民は、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第4 行動計画

1 行動計画策定指針

主務大臣は、基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を定めなければならない。

2 地方公共団体の行動計画

市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、地域における子育て支援、母子の健康の確保及び増進、教育環境の整備、子育て家庭に適した良質な住宅及び居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する行動計画を策定する。

3 一般事業主行動計画

(1) 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、次世代育成支援対策の実施に関する一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。

(2) 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、行動計画策定指針に即して、次世代育成支援対策の実施に関する一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。

(3) 厚生労働大臣は、雇用環境の整備に関し、適切な行動計画を策定し、当該行動計画に定めた目標を達成したことなどの基準に適合した事業主について、基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

4 特定事業主行動計画

国及び地方公共団体の機関等で政令で定めるものは、行動計画策定指針に即して、次世代育成支援対策の実施に関する特定事業主行動計画を策定し、これを公表しなければならない。

第5 次世代育成支援対策推進センター

厚生労働大臣は、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、雇用環境の整備に関する相談等を行うことができると認める一般事業主の団体等を次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

第6 次世代育成支援対策地域協議会

次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、次世代育成支援対策地域協議会を組織することができる。

第7 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第4の1については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から、第4の2から4までは平成17年4月1日から施行する。

2 この法律は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

【次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 行動計画策定指針を定めるに当たっては、地方自治体及び事業主が行動計画を策定しやすいよう配慮すること。また、地方自治体及び事業主が策定する行動計画については、できる限り具体的な目標が設定され、実効ある次世代育成支援対策が行われるよう支援・指導を行うとともに、行動計画の内容の把握に努めること。
- 2 行動計画の策定が努力義務とされている従業員が300人以下の中小事業主についても、できる限り行動計画が策定されるよう支援を行うこと。
- 3 新エンゼルプランが平成16年度に終了することを踏まえ、各地域における行動計画の内容を十分反映させた新たなプランの策定を検討すること。
- 4 子育てと仕事の両立を推進するため、子どもの看護休暇については請求すれば取得できるよう、早急に検討に着手すること。また、各事業所における子ども看護休暇制度の導入を促進するため、事業主に対する相談・指導・援助に努めること。
- 5 地域における小児科医療の重要性にかんがみ、小児科専門医の確保に努めるとともに、小児救急医療の充実に向けた取組を一層強化すること。
- 6 男性の育児休業取得を促進するため、数値目標の達成に向けた取組や子どもが生まれたら父親が休暇を取得することを促進するなどの有効な措置を講ずること。
- 7 子育てと仕事の両立のための雇用環境を整備するために、政府目標である年間総実労働時間1,800時間の実現に向けて、関係省庁間の連携・協力を一層強化し、政府が一体となって労働時間短縮対策を総合的に推進すること。特に、子育て期間における残業時間の縮減に取り組むこと。
- 8 労働者が男女を問わず、ともに家庭生活と職業生活を両立できるようにするため、労使双方に対し、職場における固定的な役割分担意識や職場優先の企業風土の是正に向けた努力を促すこと。また、ILO第156号条約の趣旨を踏まえ、家族的責任を有する労働者が、差別を受けることなく、できる限り家族的責任と職業上の責任を両立できるよう必要な措置を講ずること。
- 9 今回の児童福祉法の改正において子育て支援事業が法定化されたことに伴い、市町村における子育て支援サービスをより充実させるため、必要な予算の確保に努めること。
- 10 現在、縦割り行政の中で機能が分かれている保育所と幼稚園の連携を一層強化し、希望するすべての子どもたちに対して必要なサービスを提供できるよう努めること。
- 11 子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、児童福祉法の理念及び在り方について早急に検討し、その結果を踏まえて必要な措置を講ずるとともに、施策の実施に当たっては、児童の最善の利益を考慮した取扱いが図られるよう努めること。
- 12 保育所の待機児童の解消を目指して、保育所等の整備、受入れ児童数の拡大を図るとともに、延長保育、休日保育、夜間保育、障害児保育、病児保育、乳幼児健康支援一時預かり事業、放課後児童クラブ等の少子化対策推進基本方針及び新エンゼルプランに掲げられた各事業を着実に推進すること。

右決議する。

児童福祉法の一部を改正する法律案（閣法第110号）

【要旨】

本法律案は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、すべての子育て家庭における児童の養育を支援するため、市町村における子育て支援事業の実施、市町村保育計画の作成等に関する規定を整備することにより、地域における子育て支援の強化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 市町村における子育て支援事業の実施等

- (1) 市町村は、児童の健全な育成に資するため、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業のほか、居宅において児童の養育を支援する事業、保育所等において児童の養育を支援する事業及び児童の養育に関する保護者からの相談に応じ、情報の提供及び助言を行う事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。
- (2) 市町村は、子育て支援事業に関し情報の提供を行い、保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言等を行う。

2 市町村保育計画及び都道府県保育計画の作成

- (1) 保育の実施への需要が増大している市町村は、保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する市町村保育計画を定めるものとする。
- (2) 保育の実施への需要が増大している都道府県は、市町村保育計画の達成その他の市町村における保育の実施の事業等の供給体制の確保に資するため、都道府県保育計画を定めるものとする。

3 その他

- (1) 都道府県児童福祉審議会について、行政処分等に係る事項以外の調査審議については任意とする。
- (2) 児童養護施設等の長は、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努めなければならない。

4 施行期日

この法律は、平成17年4月1日から施行する。ただし、3の(1)に関する事項は、平成16年4月1日から施行する。

【附帯決議】

次世代育成支援対策推進法案（閣法第109号）と同一内容の附帯決議が行われている。

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案（参第15号）

【要旨】

本法律案は、経済情勢が厳しい中で、就業が一層困難となっている母子家庭の母に対する就業支援を行うため、特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 母子家庭の母の就業支援策の充実

- (1) 厚生労働大臣は、平成20年3月末までの期間（以下「対象期間」という。）に係る母子及び寡婦福祉法の基本方針については、母子家庭の母の就業支援に特別の配慮が

なされたものとしなければならない。

(2) 厚生労働大臣及び関係行政機関の長は、母子家庭の母の就業支援に関する施策の充実が図られるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(3) 母子及び寡婦福祉法の自立促進計画を策定する都道府県等は、対象期間に係る自立促進計画については、基本方針に即し、母子家庭の母の就業支援に特別の配慮がなされたものとしなければならない。

2 国会に対する報告等

政府は、国会に対し、対象期間に係る各年度における母子家庭の母の就業支援施策を明らかにした文書を提出するとともに、その実施状況を報告しなければならない。

3 母子福祉資金貸付金の貸付けに関する特別の配慮

政府は、対象期間に係る母子福祉資金貸付金の貸付けについて、母子家庭の母の就業が促進されるように特別の配慮をして、貸付条件に関する政令を定めなければならない。

4 民間事業者に対する協力の要請

国は、民間事業者に対し、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努める。

5 母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮

国は、母子福祉団体等の受注の機会の増大が図られるように配慮する。

6 地方公共団体の施策

地方公共団体は、民間事業者に対する協力の要請及び母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮について、国の施策に準じて、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な施策を講ずるように努める。

7 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成20年3月31日限りで効力を失う。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案 (11件)

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※8	雇用保険法等の一部を改正する法律案	衆	15.1.31	15.4.18	15.4.24 可決 附帯	15.4.25 可決	15.3.25 厚生労働	15.4.15 可決 附帯	15.4.15 可決
				○15.4.18 参本会議趣旨説明			○15.3.25 衆本会議趣旨説明		
※24	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案	衆	2.7	3.26	3.27 可決	3.28 可決	3.18 厚生労働	3.19 可決	3.20 可決

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※25	平成15年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案	衆	15.2.7	15.3.26	15.3.27 可決 附帯	15.3.28 可決	15.3.18 厚生労働	15.3.19 可決 附帯	15.3.20 可決
※26	駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	2.7	4.11	4.17 可決	4.18 可決	3.20 厚生労働	4.1 可決	4.3 可決
28	食品衛生法等の一部を改正する法律案	衆	2.7	5.13	5.22 可決 附帯	5.23 可決	4.11 厚生労働	5.7 可決 附帯	5.8 可決
29	健康増進法の一部を改正する法律案	衆	2.7	5.13	5.22 可決 附帯	5.23 可決	4.11 厚生労働	5.7 可決 附帯	5.8 可決
77	労働基準法の一部を改正する法律案	衆	3.7	6.9	6.26 可決 附帯	6.27 可決	5.6 厚生労働	6.4 修正 附帯	6.5 修正
				○15.6.9 参本会議趣旨説明 ○15.5.6 衆本会議趣旨説明					
78	職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	3.7	5.23	6.5 可決 附帯	6.6 可決	4.22 厚生労働	5.21 可決 附帯	5.22 可決
				○15.5.23 参本会議趣旨説明 ○15.4.22 衆本会議趣旨説明					
84	公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案	参	3.7	4.11	5.13 可決 附帯	5.14 可決	6.10 厚生労働	6.13 可決 附帯	6.24 可決
109	次世代育成支援対策推進法案	衆	3.17	6.27	7.8 可決 附帯	7.9 可決	6.3 厚生労働	6.11 可決 附帯	6.12 可決
				○15.6.27 参本会議趣旨説明					
110	児童福祉法の一部を改正する法律案	衆	3.17	6.27	7.8 可決 附帯	7.9 可決	6.3 厚生労働	6.11 可決 附帯	6.12 可決
				○15.6.27 参本会議趣旨説明					

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
15	母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法案	厚生労働委員長 金田 勝年君 (15. 6. 26)	15.6.26	15.6.27			15.6.27 可決	15.7.1 厚生 労働	15.7.16 可決	15.7.17 可決